

○就労継続支援A型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	短時間利用者が一定以上の割合の場合 ※1	1日の平均利用時間が一定時間以下の場合 ※2
イ 就労継続支援A型サービス費 (I)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上						1日の平均利用時間が1時間未満の場合 ×30/100 1日の平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 ×40/100 1日の平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 ×75/100 1日の平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 ×90/100
ロ 就労継続支援A型サービス費 (II)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 ×90/100 現員数の100分の80以上の場合 ×75/100	1日の平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 ×90/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) ロ 福祉専門職員配置等加算(II) ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき 15単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)					
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上 (1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上					
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (2)1時間以上	(1回につき 187単位を加算) (1回につき 280単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)					
就労移行支援体制加算		(1日につき 26単位を加算)					
施設外就労加算		(1日につき 100単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I) ロ 医療連携体制加算(II) ハ 医療連携体制加算(III) ニ 医療連携体制加算(IV)	(1日につき 500単位を加算) (1日につき 250単位を加算) (1日につき 500単位を加算) (1日につき 100単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算		(1日につき 30単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(I) ロ 送迎加算(II)	(片道につき 27単位を加算) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算		(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +所定単位×54/1000) (1月につき +所定単位×40/1000) (1月につき +所定単位×22/1000) (1月につき +ハの90/1000) (1月につき +ハの80/1000)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×7/1000)					

※1 平成27年9月末まで
※2 平成27年10月施行

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×69/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×50/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×28/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/1000)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/1000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)